

平成 20 年度 財政健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 21 年 7 月 28 日
至 平成 21 年 8 月 6 日

第 2 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 20 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	12.51	
②連結実質赤字比率	—	17.51	
③実質公債費比率	11.3	25.0	
④将来負担比率	136.7	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 20 年度においては、実質赤字を生じていないため、実質赤字比率は該当していない。

② 連結実質赤字比率について

平成 20 年度においては、連結実質赤字を生じていないため、連結実質赤字比率は該当していない。

③ 実質公債費比率について

平成 20 年度の実質公債費比率は 11.3% (前年度 12.4%) となっており、早期健全化基準の 25.0% を下回った状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 20 年度の将来負担比率は 136.7% (前年度 135.6%) となっており、早期健全化基準の 350% を下回った状態にあると認められる。